

環境に関する政策統合の課題

日本学術会議公開シンポジウム
「環境に関する政策統合の課題」

2023年9月3日

高村ゆかり (東京大学)

Yukari TAKAMURA (The University of Tokyo)

開催の趣旨と問題提起

- 「政策統合 (policy integration)」とは何か
- 政策統合の展開
- 政策統合の要請と深化
- 政策統合における環境政策の課題

日本学術会議のご紹介

- 日本学術会議は、日本の科学者の代表として、優れた研究又は業績がある科学者の中から選出された、定員210名の会員と約2,000名の連携会員により組織。
- 人文・社会科学から生命科学、理学・工学にわたる全分野の科学者により、3部制で構成。
- 目的は、日本の科学者の代表機関として、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」(日本学術会議法第二条)。
- 「ナショナル・アカデミー」として、学術の国際活動において、日本の科学者の代表として活動。



環境学委員会 環境政策・環境計画分科会

※人文・社会科学から理学・工学
まだ多様な学術領域の研究者からなる
※委員長:大塚直会員
※持続可能な社会・経済の実現という観点から、現在の環境政策と環境計画の課題を明らかにし、課題への対応策を審議

政策統合 (policy integration) (1)

- 「政策統合」
 - "a political process that entails the **coordination of actors and agencies across policy subsystems**, the **combination of instruments from different policy sectors**, as well as **arrangements for their consistent implementation and evaluation**, as a response to a complex policy problem that not one policy sector, policy instrument, or agency can solve" (Cejudo and Trein, 2022)
 - 「一つの政策分野、政策手段または政策機関が解決できない複合的な政策問題への対応として、政策のサブシステムをこえる主体及び機関の調整、異なる政策分野からの手段の組み合わせ並びに一貫した実施及び評価のための仕組みを伴う政治的プロセス」
 - "policy-making in certain domains that take policy goals of other, arguably adjacent, domains into account" (Giessen 2011a, 2011b).
 - 「他の、おそらく近接の分野の政策目標を考慮に入れる一定の分野の政策決定」
 - "a type of **policy change by which policymakers link subsystems from different policy areas** that follow their own logic" (Tosun & Lang, 2017; Trein et al., 2019).
 - "complex policy problem": 環境保護、気候変動、公衆衛生、ジェンダー平等、移民などを例示

政策統合 (policy integration) (2)

- 「政策統合」に関連する概念

- "包括的計画 (comprehensive planning)"

- 1950年代の米国の都市計画 (Chapin 2012)。都市計画における多数の目標達成のための調整を促進。他国に普及

- "政策の一貫性 (policy coherence)"

- 1991年OECD DACで使用。2000年代のOECD (2009)、EU・欧州委員会 (2007)。特に開発援助政策。ミレニアム開発目標 (MDGs)。政策分野を超えた目標設定

- "政策の主流化 (policy mainstreaming)"

- 欧州委員会がSocial Policy Green Paper (1993)で展開。ジェンダー平等、教育、貧困の政策で使用。最近は環境、気候変動に

- "ネクサス・アプローチ (nexus approach)"

- 世界経済フォーラムなどが近年推奨。気候変動、エネルギー、食料、農業、水などの分野の異なる政策間の調整

「政策統合」の展開(1)

- OECD、EUなど先進国(グループ)から提唱
- 「一つの政策分野、政策手段または政策機関が解決できない複合的な政策問題への対応として」
 - 環境保全、気候変動分野の研究論文が圧倒的に多い(Tosun & Lang, 2017)
- 国際的なナラティブと目標の提示
 - MDGs(2005年)、SDGs(2015年)
- 国際法における持続可能な開発概念と統合原則の展開
 - リオ宣言第4原則(1992年)
 - "In order to achieve sustainable development, environmental protection shall constitute an integral part of the development process and cannot be considered in isolation from it."
 - 国際裁判における「持続可能な発展」概念
 - 統合原則は、紛争当事国間の競合する権利の均衡に、環境への考慮を統合することによって、環境保護が適切に考慮された形で当事国間の権利の均衡線を引き直す
 - 世界環境憲章案第4条(2017年)
 - "Parties shall integrate the requirements of environmental protection into the planning and implementation of their policies and national and international activities, especially in order to promote the fight against climate change, the protection of oceans and the maintenance of biodiversity."
 - 国家間関係の権利の解釈に統合するだけでなく、より明確に、各国の国内外の政策の計画と実施における環境上の要請の統合を国家の義務として定める

裁判におけるSD概念の機能

- SD概念は裁判所による法の適用と解釈において一定の役割、機能を果たす
- 持続可能な発展に由来する統合原則
 - 統合原則は、紛争当事国間の競合する権利の均衡に、環境への考慮を統合することによって、環境保護が適切に考慮された形で当事国間の権利の均衡線を引き直すもの
 - 越境影響が生じる場合にとどまらず、条約に基づいてある国が他国領域内で権利を行使する場合にも適用される
- 持続可能な発展の時際法的機能
 - 持続可能な発展が、時間の経過で展開した新たな規範に照らした条約の解釈を正当化する根拠として援用されている
 - 鉄のライン鉄道事件仲裁判決は、統合原則が、条約に体现された紛争当事国の権利・義務を、条約締結時ではなく、最新の環境保護の規範、基準に照らして評価し、解釈することを要請すると判じる。ICJは、ガブチコボ・ナジマロシュ事件判決で、「...過去において開始された活動を継続する場合にも、新たな規範が考慮されなければならない...新たな基準に適切な重要性が付与される」必要性を根拠づけるものとして援用
 - WTO協定適合性が争われた米国エビ輸入制限事件(エビ・カメ事件)WTO上級委員会報告(1998年)でも同様の判断
- 裁判所のような動的解釈又は発展的解釈は、程度の多少はあれ、裁判条約締結時に国家が同意した権利義務を裁判所が「読み直し」を行う。その功罪、条件

プラスチックの不適正管理の インパクト



観光

経済への
脅威



漁業



農業



自然災害
の悪化



焼却による
有害なガス

健康への
脅威



水資源の
汚染



食物連鎖の
汚染



生物多様性喪失



海洋汚染

環境への
脅威



土壌汚染

気候変動

問題の相互連関と統合的性質

問題間の相互の連関、関係性をふまえた総合的、統合的な把握と対応が必要

IPCC第6次評価報告書でも示される

- **生物多様性と気候変動: その相互連関** (IPBES, 2019)

- 気候変動は生物多様性の変化の直接的要因
- **土地利用変化**は、生物多様性の変化の直接的要因でもあり、温室効果ガス排出源としても寄与(23%)
- 気候変動対策のあり方が生態系や生態系サービスに影響を及ぼす。**自然を活用した解決策** (Nature-based Solution: NbS) と生態系を活用したアプローチ (Ecosystem based approaches)

- **トレードオフの例**



「政策統合」の展開(2)

- **環境基本法**(1993年)
 - 「統合」という概念は登場しない
 - Cf. 公害対策基本法(1967年)との対比
 - 目的は、「公害対策の総合的推進」から「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的推進」に、「国民の健康の保護、生活環境の保全」から「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」に。その**目的も時間的境界も拡張。関連する他の政策分野も潜在的に拡大**

「政策統合」の展開(3)

- 第2次環境基本計画(2000年)

- (前文)「生活様式や事業活動の態様など社会全体にわたる変革を達成」「生活の豊かさや社会の成長を環境への影響を踏まえて評価する姿勢を確立」
- (環境政策の基本的考え方)「社会経済活動が必ず有する経済的側面、社会的側面、環境の側面を総合的にとらえ、環境政策を展開していく(「統合的アプローチ」)

- 第3次環境基本計画(2006年)

- (今後の環境政策の方向性)「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」
 - Ex. 経済的手法による環境的側面と経済的側面の統合的向上
 - Ex. 地域における環境保全活動による地域コミュニティの社会的側面の統合的向上

「政策統合」の展開(4)

- 第4次環境基本計画(2012年)

- 「目指すべき持続可能な社会とは、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」
- 第3次環境基本計画の「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」を引き継ぐ
- 「経済活動のあらゆる場面において環境への配慮を織り込む取組を一層進めていくなど、経済との関係を意識した環境政策を進めていく」
- 持続可能性に関する統合的指標の検討

- 第5次環境基本計画(2018年)

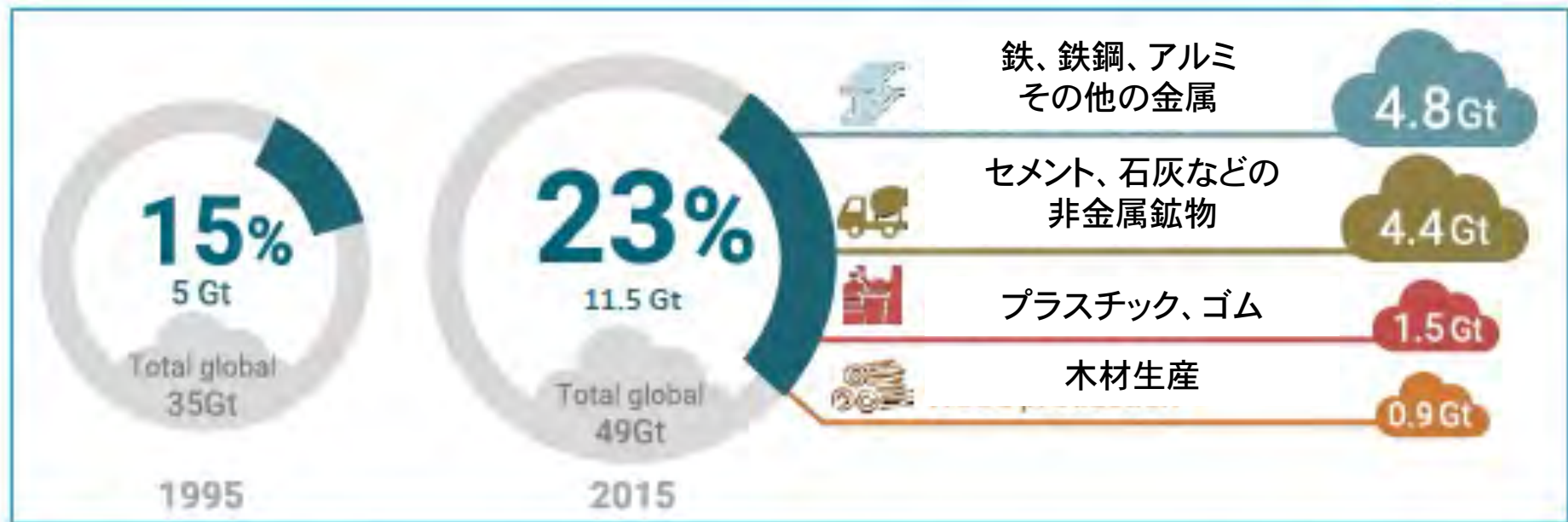
- (今後の環境政策の展開の基本的考え方) 環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化
- 「特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、相互に関連し合う横断的かつ重点的な枠組を戦略的に設定することが必要」
- 「地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす『地域循環共生圏』を創造」
- 「地域は人口減少、少子高齢化等に起因する課題が顕在化している一方、地域ごとの多様な資源などのポテンシャルを有しており、地域こそ、環境・経済・社会の統合的向上モデルの実践の場となり得る」
- 「低炭素・資源循環・自然共生の統合を目指す」

「政策統合」の深化(1)

- さらなる政策統合の動き①: **環境政策相互間の統合の具体化**
 - **気候変動—循環経済(circular economy)—自然再興(nature positive)**
 - プラスチック資源循環促進法第3条(基本方針)(2021年)
 - 「基本方針は、海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する法律の規定による国の方針との調和が保たれたものでなければならない」
 - 「2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方」「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」の検討を経て、カーボンニュートラルの実現に向けて、循環経済(サーキュラーエコノミー; CE)への移行を加速するための循環経済工程表とりまとめ(2022年)
 - G7広島サミット成果文書(2023年): **気候変動、循環経済(サーキュラーエコノミー)、自然再興(ネイチャーポジティブ)を統合的にめざす経済社会の変革**
 - "We commit to realizing the transformation of the economic and social system towards net-zero, circular, climate-resilient, pollution-free and nature-positive economies..."

世界の排出量に占める マテリアル生産由来の排出量の割合

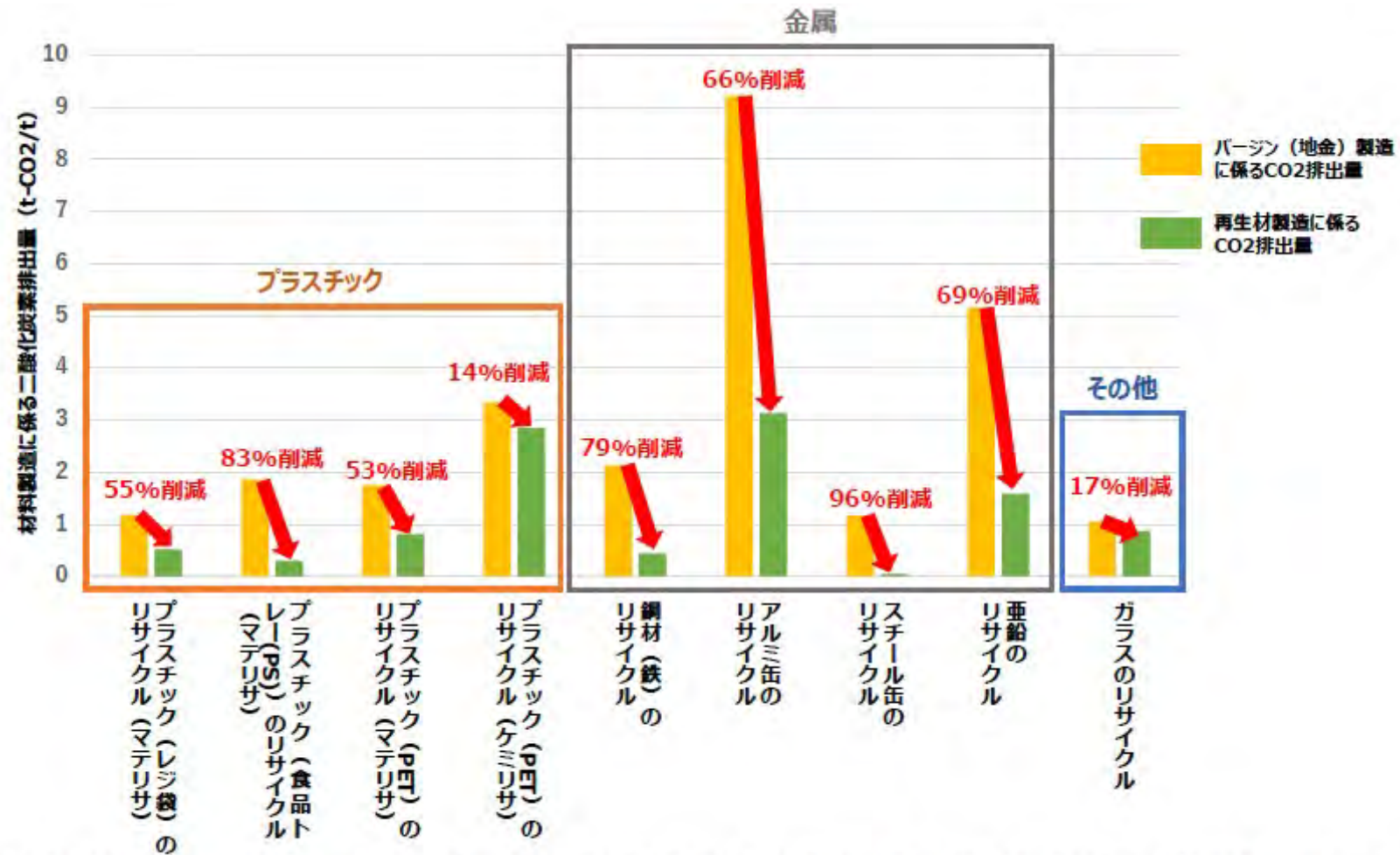
マテリアル生産由来の排出量は、1995年から2015年で2倍以上に
世界の排出量に占める割合は、15%から23%へ



世界の排出量
35Gt

世界の排出量
49Gt

再生材の利用によるCO2削減効果



【出典】環境省「3 R原単位の算出方法」、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会「ガラスびんの指定法人ルートでの再商品化に伴い発生する環境負荷調査と分析に係る業務報告書」等を参考に作成

「政策統合」の深化(2)

- さらなる政策統合の動き②: 狭義の「環境」分野をこえた政策への環境配慮の統合。特に気候変動の統合
 - 建築物への木材利用を促進する建築物等における木材の利用の促進に関する法律制定(2021年)、建築基準法などの改正(2022年)
 - 省エネ法の歴史的改正、航空法改正、空港法改正(2022年)
 - 動脈静脈連結した資源循環戦略
 - 成長志向型の資源自律経済戦略(経済産業省、2023年)
 - 有価証券報告書における気候変動関連情報を含むサステナビリティ情報の記載(2023年内閣府令改正)
 - 複数の企業が連携した取り組みと競争法政策の見直し
 - オランダ: サステナビリティ合意に関するガイドライン(2020年、2021年改定)
 - 欧州委員会: 「水平的協力協定に関するガイドライン」改正案(2022年)
 - 公正取引委員会: 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(2023年)

脱炭素化をめざす法の制定・改正が続く

2021年 第204回国会	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(<u>温対法改正</u>)・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(<u>プラスチック資源循環促進法</u>)・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(改正後の法律名は、脱炭素社会の実現に資する等のための<u>建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>)
2022年 第208回国会	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(<u>温対法改正</u>)・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律・安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(<u>省エネ法改正</u>(改正後の法律名は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律)、<u>エネルギー供給高度化法改正</u>、<u>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法改正</u>、<u>電気事業法改正</u>など)・航空法等の一部を改正する法律(<u>航空法改正</u>、<u>空港法改正</u>など)・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(<u>建築物省エネ法改正</u>、<u>建築基準法改正</u>など)
2023年 第211回国会	<ul style="list-style-type: none">・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(<u>GX推進法</u>)・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(<u>GX脱炭素電源法</u>)

航空法改正、空港法改正(2022年)(1)

趣旨・目的

- 航空分野における脱炭素化の推進
 - 脱炭素化に向けた国際民間航空機関(ICAO)による国際航空枠組み。国際線運航者は2019年比でCO2総排出量を増加させないこととし、未達分は排出権取引(カーボンオフセット)により達成する必要(CORSIA)
 - 2050年カーボンニュートラル目標の設定
 - 日本の航空会社及び空港の国際競争力にも影響する懸念
 - 航空会社と空港が相互に連携しつつ、航空分野全体で脱炭素化を推進するための仕組みが必要
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた航空会社への支援

目標

- 日本の航空会社全体で2030年度までにCO2の年間排出量を基準年(国際航空:2019年、国内航空:2013年)の総排出量以下とする
- 空港全体で2030年度までにカーボンニュートラルを実現

航空法改正、空港法改正(2022年)(2)

国土交通大臣による脱炭素化の推進に関する基本方針の策定【航空法】

- **国土交通大臣は**、航空分野全体における脱炭素化を計画的に推進するため、政府の施策、航空会社、空港関係者等の取組について定めた**航空脱炭素化推進基本方針**を策定

日本の航空会社による脱炭素化の取組の推進【航空法等】

- 日本の**航空会社は**、持続可能な航空燃料(SAF)の導入等の取組について記載した**航空運送事業脱炭素化推進計画**を作成し、**国土交通大臣が認定**

空港における脱炭素化の取組の推進【空港法等】

- **空港管理者は**、誘導路の改良、空港で使用する電力を供給するための太陽光発電設備の整備等の取組について記載した**空港脱炭素化推進計画**を作成し、**国土交通大臣が認定**
- 空港管理者は、航空会社、給油事業者、ターミナルビル事業者のほか、空港のための再生可能エネルギー発電を行う事業者等からなる**空港脱炭素化推進協議会**を組織し、計画の作成、実施等について協議
- 認定を受けた計画に基づく取組について、**国有財産の活用に関する特例等を措置**

政策統合深化の背景・契機

- 科学的知見の拡充、進展
- 国際的ルール形成とその波及
 - 国際民間航空機関（ICAO）のCORSIA。民間航空会社が目標達成に使用できる持続可能な航空燃料（SAF）、炭素クレジットに自然への考慮を盛りこむ
 - サステナビリティ情報開示の国際統合基準（民間基準）
- 高次の目標・ビジョンの設定

SAFの持続可能性基準

- 温室効果ガス
 - 原則: CORSIAで適格とされる燃料はライフサイクルベースで炭素排出量を削減すること
 - 基準1: CORSIAで適格とされる燃料は、航空燃料のベースラインの値と比較して、ライフサイクルベース(間接的土地利用変化を含む。)で少なくとも10%の正味の温室効果ガス削減を実現すること
- 炭素ストック
 - 原則: CORSIAで適格とされる燃料は、高い炭素ストックを持つ土地から得られるバイオマスから作られていないこと
 - 基準1: CORSIAで適格とされる燃料は、かつて原生林、湿地、泥炭地であった土地から2018年1月1日以降に転換された土地、及び/または原生林、湿地、泥炭地における炭素ストックの減少を引き起こすような土地から得られたバイオマスから作られていないこと
 - 基準2: 2018年1月1日以降の土地利用変化を伴う場合には、IPCCの土地区分を用いて直接的土地利用変化による排出量を算定すること。直接的土地利用変化による排出量が、間接的土地利用変化による排出量のデフォルト値を超える場合には、直接的土地利用変化による排出量で間接的土地利用変化による排出量のデフォルト値を置き換えること

国際民間航空機関のCORSlAの クレジットの適格性基準

プログラム設計項目		オフセットクレジット十全性評価項目	
1	明確な方法論、プロトコル及びその策定プロセス	1	排出削減が追加的であること(追加性)
2	対象範囲の考慮	2	現実的で信頼性のあるベースラインに基づくこと
3	オフセットクレジットの発行と償却(retirement)の手続	3	定量化され、測定・報告・検証されること
4	特定とトラッキング	4	明白で、透明性のある一貫した管理が行われること
5	ユニットの法的性質と移転	5	排出削減が永続的であること(永続性)
6	有効化と検証の手続	6	重大なリーケージを評価し、低減する措置がとられていること
7	プログラムのガバナンス	7	削減義務の達成のために一度のみ計上されること(二重の計上、発行、請求の回避)
8	透明性と公衆の参加の提供	8	排出削減が(社会・環境上の)損害を生じさせないこと
9	セーフガードの制度		
10	持続可能な発展の規準		
11	二重の計上、発行、請求の回避		

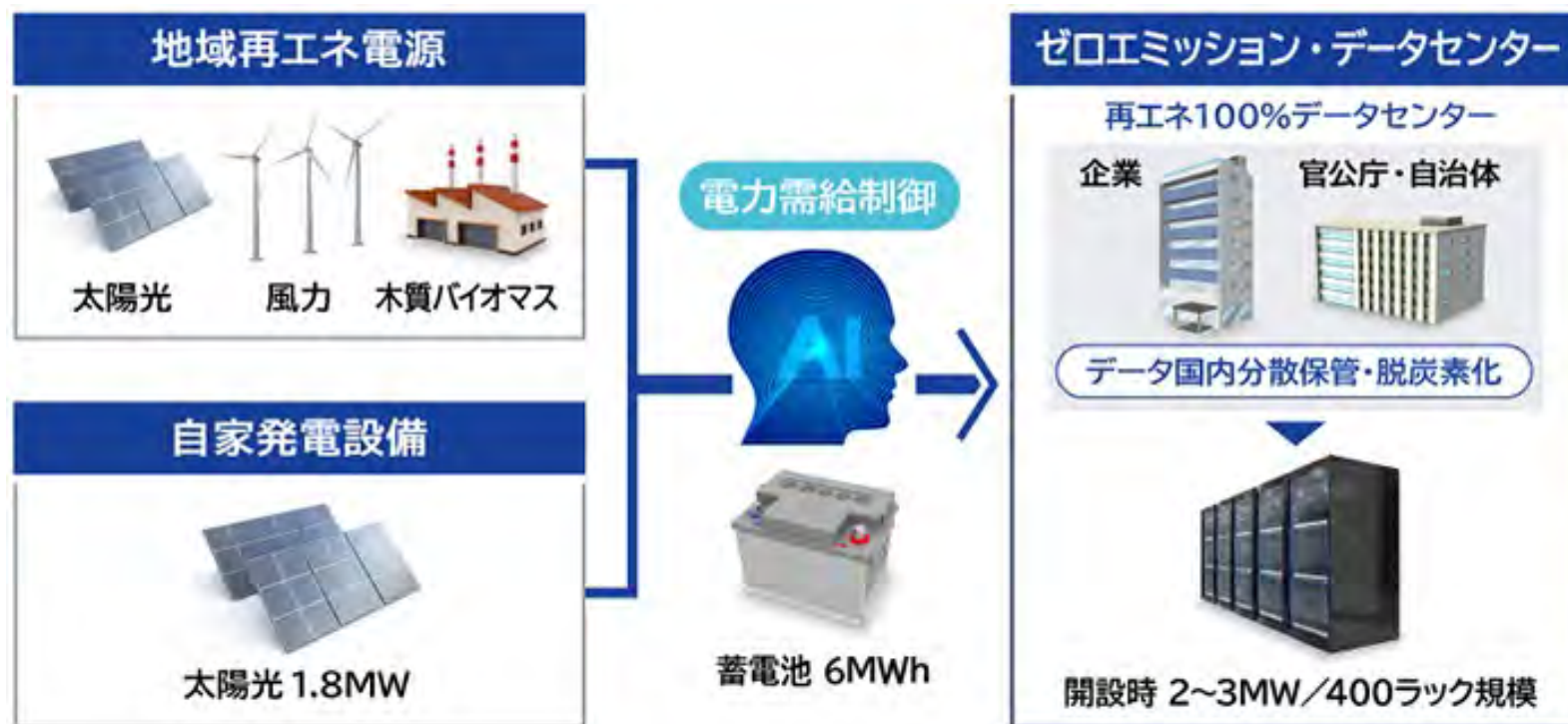
政策統合の深化が求められる局面(1)

- 「地域」における政策統合

- 魅力的で持続可能な地域づくり、「地域循環共生圏」のさらなる実装
- 地域が抱える諸課題
 - エネルギー、食料などの供給を担う地域の人口減少と高齢化
 - 地域の(環境分野の)担い手の弱体化、不在、欠如
 - 里山里海、地域の自然保全への影響も
 - エネルギー安全保障、食料安全保障の問題でもある
 - 「移行」(既存の産業構造からの転換など)の課題に直面する地域も
 - 雇用、教育、ジェンダー平等などの課題とも関連
- 「魅力的な地域」づくりなしに問題解決の糸口がない中で環境政策が持つ可能性
 - 諸課題の同時解決。政策の多元的便益
 - 温対法のもとでの地域の計画策定、促進区域の設定を通じた住民とともにすすめる地域づくりの構想、設計
 - 脱炭素先行地域などの先行事例
 - Ex. 北海道石狩市
 - Ex. 千葉県匝瑳市

京セラ:再エネ100%の ゼロエミッションデータセンター

*2019年4月より、北海道と石狩市と協力して、**日本初の再エネ100%のゼロエミッションデータセンター**をつくる
2022年12月着工、2024年稼働予定



出典:京セラコミュニケーションシステムHP

農業従事者数の推移

農業就業人口に基幹的農業従事者の占める割合は約8割
ここ20年で農業就業人口は約57%減

単位：万人、歳

	平成27年	28年	29年	30年	31年	令和2年	3年	4年
基幹的農業従事者	175.7	158.6	150.7	145.1	140.4	136.3	130.2	122.6
うち女性	75.1	65.6	61.9	58.6	56.2	54.1	51.2	48.0
うち65歳以上	114.0	103.1	100.1	98.7	97.9	94.9	90.5	86.0
平均年齢	67.1	66.8	66.6	66.6	66.8	67.8	67.9	...

資料：農林業センサス、農業構造動態調査（農林水産省統計部）

- 注：1 「基幹的農業従事者」とは、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
2 平成27年、令和2年は全数調査で実施した農林業センサスの結果であるのに対し、平成28年～31年、令和3年は標本調査で実施した農業構造動態調査の結果であり、表章されている値は推定値であることから、直接比較して利用する場合には留意する必要がある。

出典：農林水産省ウェブサイト

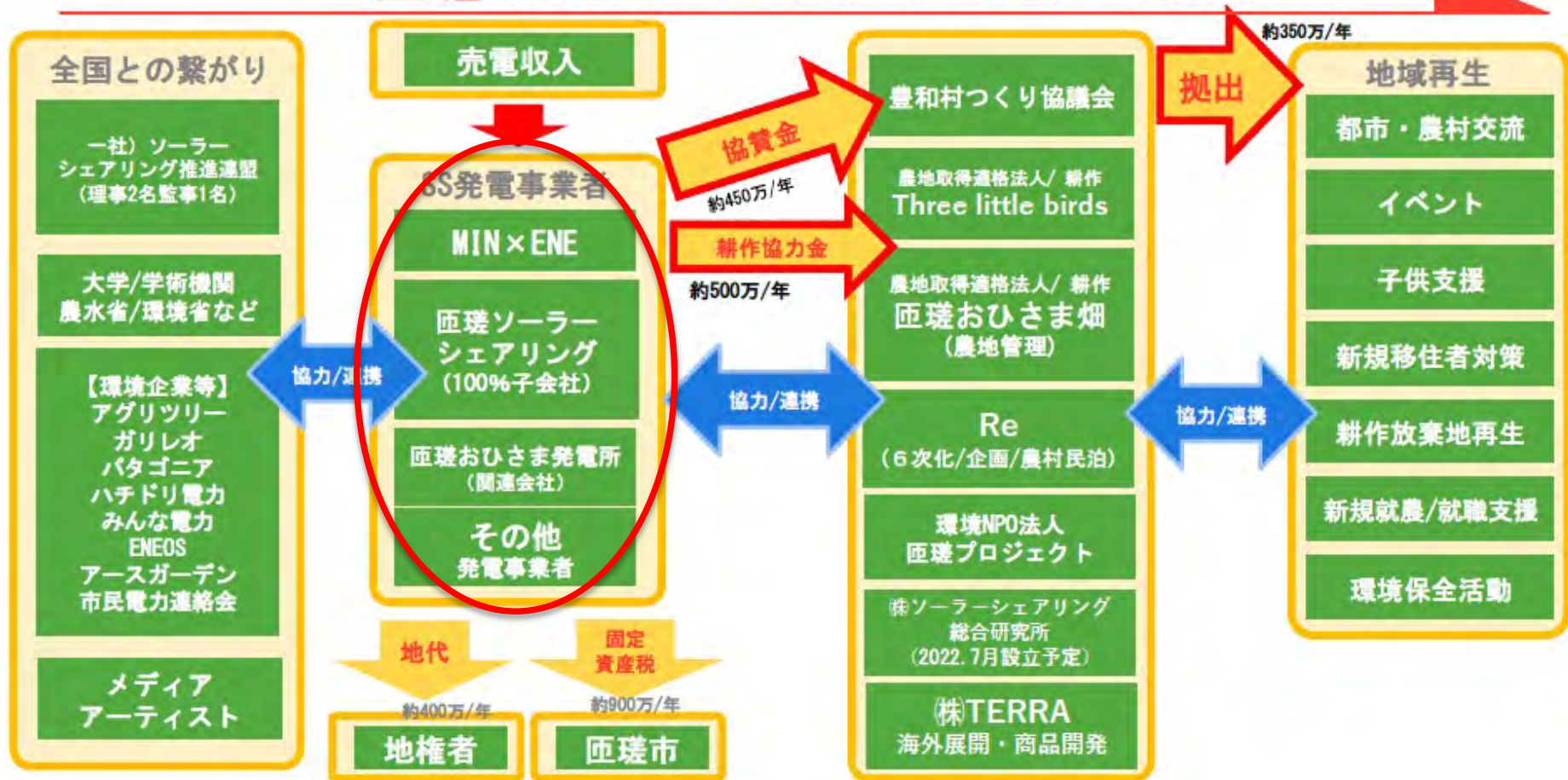
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>

匝瑳市・ソーラーシェアリング

*市民エネルギーちばによるソーラーシェアリング

*農業×再エネ：環境調和型メガソーラーによる農業支援、地域活性化

匝瑳システム 『シェア&オーガニックをテーマに連携』



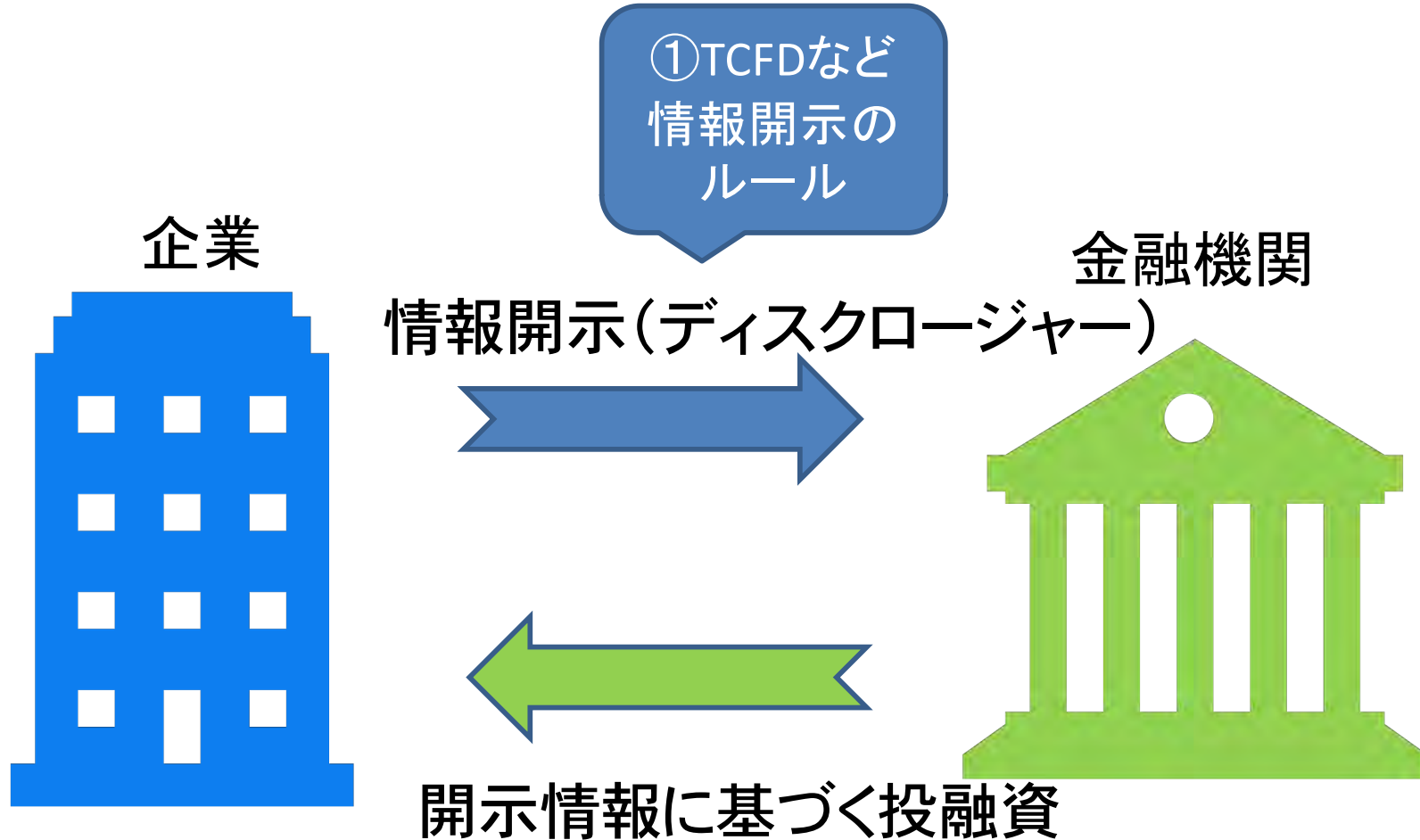
出典：東光弘(市民エネルギー千葉)、2019年

政策統合の深化が求められる局面(2)

- 「企業経営」における政策統合

- 企業のサステナビリティ情報開示の強化(法定化)、金融機関の情報開示とリスク評価
- 企業経営への環境・社会配慮の統合が資本市場における/取引先からの企業評価を左右
- サプライチェーン・バリューチェーン管理: traceability、社会配慮(人権、労働者の権利など)、Scope 3の排出量(サプライチェーン、バリューチェーンからの排出量)
 - 中小企業を含む対策の強化が求められる
- 気候変動をこえて自然資本、循環経済へも拡大
- 国際的動向
 - EUの炭素国境調整メカニズム(Carbon Border Adjustment Mechanism; CBAM)
 - EUのデジタル製品パスポート
- 環境情報基盤の整備
- 規制を含む環境政策の新たな意義

企業の気候変動を含むサステナビリティ課題への対応が
企業評価に結びつく
大前提として開示(ディスクロージャー)の進展

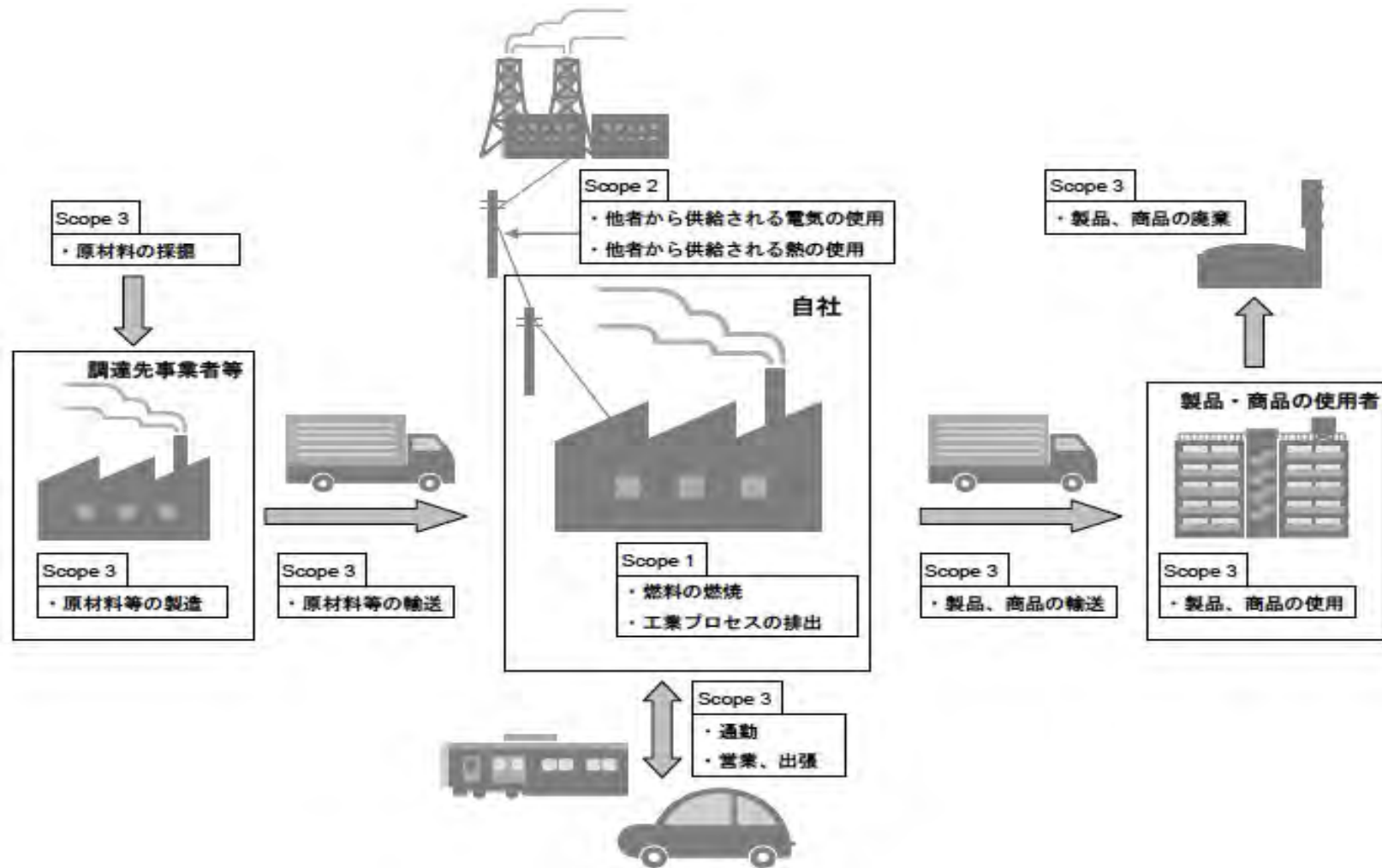


ESG投資(環境・人権などを考慮した投資)
サステナブルファイナンス

サステナビリティ情報開示の動き

	国際の動き	日本国内の動き
2021年6月	・自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)の発足	・コーポレートガバナンス・コードの改訂による情報開示強化
2021年9月		・金融審議会で、義務的開示を含む企業のサステナビリティ情報開示に関する検討開始
2021年11月	・IFRS財団「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」設立	
2022年1月		・財務会計基準機構(FASB)がサステナビリティ基準委員会(SSBJ)設立準備委員会設置
2022年3月	・TNFDの情報開示骨子案公表 ・米国証券取引委員会(SEC)の気候変動情報開示規則案公表 ・ISSBのサステナビリティ情報開示基準(S1)の草案、気候変動情報開示基準(S2)の草案公表(7月29日まで意見聴取)	
2022年4月		・プライム市場上場企業にTCFDに準拠した気候関連情報開示
2022年6月	・TNFDの情報開示骨子案ver.2公表	・金融審議会で、義務的開示を含む企業のサステナビリティ情報開示に関する報告書
2022年7月		・サステナビリティ基準委員会(SSBJ)設立
2022年11月	・TNFDの情報開示骨子案ver.3公表	
2023年	・ISSBのサステナビリティ情報開示基準(S1)、気候変動情報開示基準(S2)公表予定(6月26日) ・TNFD指針公表見込み(9月)	・有価証券報告書にサステナビリティ開示欄を設ける内閣府令改正

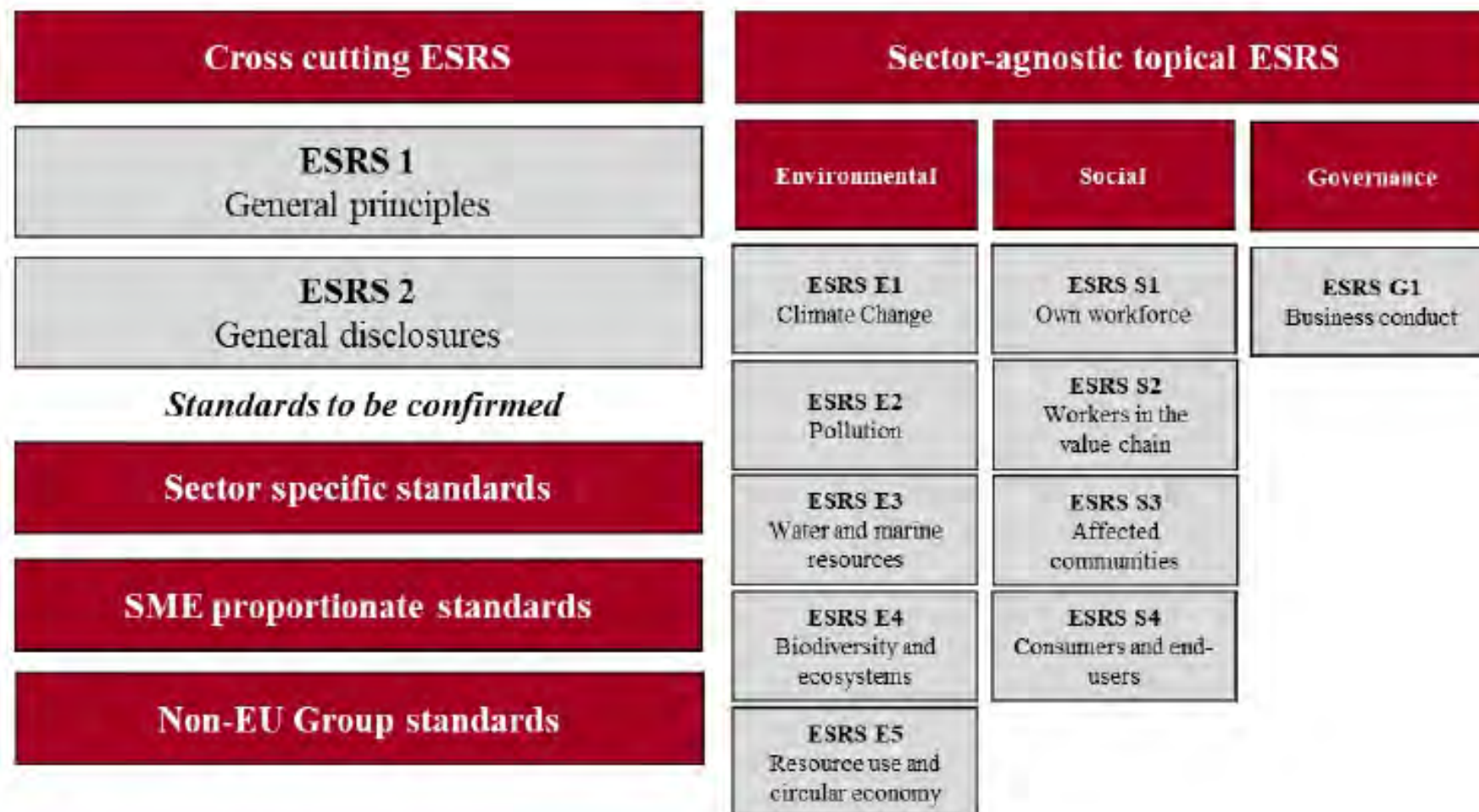
サプライチェーン・バリューチェーンからの排出量 = Scope 3排出量



ISSBのサステナビリティ開示の 国際統合基準

- 進行中のS1基準案(一般的開示基準)、S2基準案(気候変動開示基準)の最終化:2023年6月26日
- 重要性(materiality)に応じて、スコープ3排出量も開示
- 気候変動開示基準(S2基準)案の中の産業別基準案(Appendix B)
 - SASB (Sustainability Accounting Standards Board(サステナビリティ会計基準審議会))スタンダードに由来
 - S2基準案では、企業が気候変動リスクの評価を行う際に参照することが求められる
 - 方向性は維持しつつ、当面は検討継続予定
 - 製品のライフサイクルの環境影響に関する開示が求められ、資源効率性を念頭においた開示基準も
 - Ex. 電機:製品の廃棄の影響管理の努力(リサイクルや適正処分しやすい製品設計を含む。)を記載
 - Ex. 建築材料:製品のライフサイクル全体を通じた環境影響の評価・管理。その中で、資源効率性、リサイクル材の使用、再生可能材料など戦略について記載。リサイクルされた重量なども開示

欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)



政策統合の課題(1)

- 政策統合の深化。気候変動が牽引して統合が進む
 - 気候変動問題をはじめ、政策があらゆる/多数の分野に関わり、すでに法が存在している分野も多い。統合は全体としての政策の実効性を高める可能性
 - 政策統合がもたらす問題の同時解決、多元的便益の見える化と実現。トレードオフをなくし、相乗効果を高める政策形成
 - エネルギーコスト、エネルギー安全保障、レジリエンス、地域活性化、雇用、健康、快適さなど
 - 問題の相互連関性。包括的、統合的な問題の把握の必要性、重要性:科学の進展

政策統合の課題(2)

- 持続可能な社会に向かう**社会の変革。スムーズな、そして公正な移行**
 - エネルギー、建築物、交通を含むインフラ、産業などにおいて**急速で広範囲なかつてない規模の変革・移行が必要。あらゆる部門での排出削減、広範な削減策の導入、そのための相当な投資の増大が必要**
(IPCC, 2018)
 - 新しい技術の導入、展開も含む
 - **中長期的なビジョンと計画、そして、社会的合意の形成が鍵**
 - **地域が主導する、中長期的視野を持った地域づくりの契機となりうる**

政策統合の課題(3)

- 計画的手法とアセスメント

- 事業はもちろん政策・計画の評価が重要：戦略アセスメントの重要性

- 環境諸問題、問題の統合的な把握と評価を織り込む。トレードオフをなくし、相乗効果を高める
- 科学の知見に基づき、社会的合意形成を行う場を保証する
- 国際的な環境権の展開をふまえた、特に手続的環境権の保障

- 様々な法令による計画。整合性と体系性は？

- 特に他の省庁所管の計画における環境配慮の統合
- Ex. 建築物省エネ法の再エネ利用促進区域

- アセスメント後の影響の把握・評価

- 市場に環境配慮を統合する経済的手法の意義

- Ex. GX推進法(2023年)によるカーボンプライシングの導入

- 政策統合の効果、実効性を評価する方法・手法

政策統合の課題(4)

- 深化する政策統合における**環境政策の役割**
 - 政策統合における**体系性**、ひいては**実効性の確保**
 - 環境の観点からの**明確な目標・ビジョンの設定・提示**
 - 考慮され、統合されるべき**科学に基づく環境上の要件の明確化と担保**
- 諸政策への**関与、関係省庁との連携の必要性**。いかに**制度的に確保し、促進するか**
 - 政策の**形成・決定・実施・評価のプロセスにおける役割と権限**
 - (戦略)アセスメントなどの**戦略的強化**

Thank you for your attention!

Yukari TAKAMURA